

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

平成30年12月18日（火曜日）

議会運営委員会

日時 平成30年12月18日（火曜日） 午前10時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 陳情の審査

新城市情報公開条例に伴い、新城市議会における議会・委員会及び審査会を電磁的記録（ビデオカメラ・ＩＣレコーダー等）で録音保存し、市民からの情報公開が出されたときは、公開文書開示として視聴できるようにすることに関する陳情書 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 中西宏彰
委員 鈴木長良 柴田賢治郎 小野田直美 鈴木達雄
副議長 村田康助（委員外議員）

欠席委員 なし

参考人

川村和司

参考人の補助者

松本貴美徳

傍聴者（1名）

一般 1名

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前10時00分

〔参考人入場〕

○下江洋行委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日は、まず本委員会に議長から送付されました陳情1件について審査します。

陳情者川村和司氏から提出されました陳情「新城市情報公開条例に伴い、新城市議会における議会・委員会及び審査会を電磁的記録（ビデオカメラ・ICレコーダー等）で録音保存し、市民からの情報公開が出されたときは、公開文書開示として視聴できるようにすることに関する陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として川村さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として松本貴美徳さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の陳情審査ご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願い申し上げます。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関してご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、川村さん、よろしくお願いします。

○川村和司参考人 おはようございます。陳情者の川村です。

今回、情報公開、電磁的記録を取り入れてもらうということで陳情いたしました。その陳情の趣旨について、松本が説明いたします。よろしくお願いします。

○下江洋行委員長 では、松本さん、お願いします。

○松本貴美徳補助者 みなさん、おはようございます。きょうはよろしくお願いします。

陳情の趣旨ですが、新城市情報公開条例の文書中の開示実施、第17条で下記のことが記載されています。

第17条、文書公開開示は文書、図画又は写真については閲覧又は写真の交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあたっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる、とあります。

この開示実施第17条に伴い新城市議会における議会・委員会及び審査会を電磁的記録、ビデオカメラ・IC等で録音保存し、市民からの情報公開が出されたときは、公開文書開示として視聴できるようにしていただきたい。

市議会が目指す議会改革、市民に開かれた議会を実施するためにも、次の陳情項目を市議会の審議に挙げていただきたいとお願いするものであります。

過去、テープで出してくれと川村の方から市の方へ言われた時もあったそうです。その時には記録装置がないからできないということではじかれています。

私たち市民は、議会の中でどのような内容で、どのように話し合われたか納得がいけないとき、文書公開をして市に公開を頼みます。そのためにも、きょう書きました電磁磁氣的記録媒体で市民に納得いけるような情報公開をできるようにしていただきたいと思っています。以上です。

○下江洋行委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終了しました。

次に参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。ま

た、委員に対しては質疑をすることはできませんのでご了承願います。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 皆様ご苦労様です。

日々こうやって議会に対して、議会の運営に対して興味をもって、本当に足を運んでくださることが多いと認識しております。

そのような中で、今言われた概要、本市がどのような経緯で決まってきたかということを知りたいということの中で、そんな記録があると、地元としても納得しやすいということがあったかなと思います。その中で我々としても、今、新城市はしっかりと議事録をとって公開しております。ホームページの中で「新城市議会」と書いて検索するページがありますが、そちらの方はご存知でしょうか、伺いたいと思います。

○下江洋行議員 松本さん。

○松本貴美德補助者 とりあえず議員さんの方の言った議会のものについては、インターネットホームページ上に載って名前を検索できることは知っています。けどもそれ以外のこういう委員会では何があったということまでは詳しく僕も知りませんので、要点筆記みたいな恰好で見えるということなのかなあとありますがそこまで確認しておりません。

○下江洋行議員 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私自身も議会の中で議論していく中で過去の先輩がどのような議論をしたかというのを調べるにもそちらの方を使わせていただいています。議論の内容としても執行部とどのような議論をしたかというようなことをしっかり調べられるようになっておりますし、使っていただければ本当の内容を重複しているところは多々あるというふうには私は感じております。

というのも困ったときがあったときに公開しているものをうまく使っていただいて議論

していただければなあと思うのですが。なかなか公開するものばかり増えてきてどれを見ただければいいのか、わからない状況じゃないのかなあとと思います。

過去に新城市議会でこのような話題が何件あった、誰が話した、その内容について載っているものがありますので、まずはそちらの方の活用を、同趣旨の内容であったのでこういう形でいいかという確認をさせていただきました。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。

村田副議長。

○村田康助副議長 今、新城市の場合は定例会でティーズで一応放送はしているのですが、それ以外のものについてはやっていないということで、東三河には5市あるんですが、新城市と同じようにやっているのは、豊川、蒲郡、田原と新城は同じ足並みで進んでいるのですが、豊橋だけは、議会事務局も大勢いますし、財政力もあるものですから若干もう少しやっている部分もあるんですけど、そういうことを勘案して、よその市町村との比較でこういうことを、開示してほしいということを求められていますが、そのへんはどうなんでしょうか。

○下江洋行委員長 松本さん

○松本貴美德補助者 やっぱ豊橋市がやっている。新城の場合は一般質問だけ。やっぱり開かれた議会を新城市は目指しているという話があります、その中においてもやっぱり議会改革という言葉が一番よく出てくる言葉になっています。市民もやっぱり「開かれた議会を見たい」そういった思いで新城市情報公開条例の中にも希望する開示方法の中で「視聴」という言葉が入っています。これをぜひ利用したいという願いであります。

○下江洋行委員長 村田副議長。

○村田康助副議長 新城市の場合は、本会議も委員会も一応全部オープンになっています、傍聴は。その時その時で必要な時は一応オー

ブンにしてあるものですから、いつでも市民の方は来れるようになっているので、ぜひそういった形を利用させていただきたい、というのと、私どもと豊橋市の財政力の問題が絡んでくるのですが、それと事務局の問題が絡んでくるのですが、やはり人的な配慮だとか、本会議は大事なことが議論されるものですから、委員会というのは割と細かい部分が出ておって、それらはすべて本会議場で主に話し合われておるものですから、本会議場の中の、先ほど柴田議員が言ったように、必要なこと、例えば「八名の産廃」のことについてというならば、それだけを検索すれば過去の議員だとか執行部の言ったような見解というのが出ますので、そこまでが今、新城市の限界かなあと考えております。

あと、資金面だとか、保管の問題それが非常に管理上難しいという部分もあるものですから、そのへんが今大きな問題になっていて他の市町村はなかなかそこまで踏み込めないという実態があるものですから、そのへんは市民ではなく、こっちに問題があるものですから、そのへんは十二分にご理解していただきたいと思います。

○下江洋行委員長 川村さん。

○川村和司参考人 今、村田副議長が言われたように開かれた議会とか、そういうことを言われたですけども、今までの傍聴した実績から見て、4万人弱の市民がいるけれども、ごく一部、傍聴に来る人は。ごく一部で、今、傍聴に来ればいいというのだけでも、障がい者とか、耳の悪い人だとか、いろんな人が見えますので、その人のためにも、知らせるためにも、今言った媒体ですか、それが必要だと思います。以上です。

○下江洋行委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 今日はありがとうございます。

今おっしゃいました議事録ではないＩＣレコーダーやビデオを利用することで障がいを

持った方々にとっても議会の様子が伝わりやすいのではないかなというお話、よくわかります。例えば議事録ではなくてビデオやＩＣレコーダーを利用することによって市民にとってどのような利点があるというふうにお考えでしょうか。

○下江洋行委員長 松本さん。

○松本貴美德補助者 その件ですけれども、前回この議会運営委員会の方は知っていると思うのですけれども、私自身、ＩＯＴに関してコンピュータの要するにインターネット上でこの議会をやったことを載せてくれと頼んだけれどもそれは見事「趣旨採択」に終わりましたけれども、今回はこれに対して同じようなことで考えたことで今日来ていますけれども、やっぱり私としては昼間来ようとしても来れない、みんな仕事を抱えていますよね。例えば議会があっても来れないから、議会のないときに見たいということで頼んだけれどもそれは残念ながら実りませんでした。しかし、今度は情報公開という１個の分野を使って題材を使ってやることによって見たい人は必ず見たい人もいます。聞きたいと思う人もいます。これが少しでも市民に広がっていけば、私は市にとって１個の財産、市民に議会が開かれているなと思えるようになってくれるんじゃないかなということを期待してここに陳情した次第でございます。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 今おっしゃっている内容の中で、ご自身が知りたい議論というのは先ほど言ったように傍聴可能で、オープンになっている状況は実際にあります。そういうような中で我々としても市議会、最後に議会が出した答えというのを市民に広報したいと思っています。その中で過程を知らなければいけない理由というのは何か特別あれば教えていただきたいと思います。

変更がある可能性のある内容をなぜ皆さんが

知りたいのかお伺いしたいと思います。

○下江洋行委員長 松本さん。

○松本貴美德補助者 やっぱり議会というのは見てわかるとおり、その答えに行くまでは入りいろなプロセスがあるわけですね。やっぱりプロセスをして市民を代表する議員さんが市民の代表としてこういう答えに至ったよ、ということを知りたいという一個の思いがあります。

○下江洋行委員長 他に質疑はありますか。

いいですかね。

質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は誠にありがとうございました。

この際、しばらく休憩をします。

〔参考人退場〕

休憩 午前10時16分

休憩 午前10時27分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありますか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は「趣旨採択」の立場から討論させてもらいたいと思います。

先程の議論となっておりました、障がい者の方や来られない方に対して、オンデマンド配信をするかということになるかと思います。実際、オンデマンド配信も議事録の方からでもできる状況になっておりますし、また、録画をしていない状態でも誰でも見れる状況にもなっております。

そして、もう一つ理解してほしいのは、やはり我々が市民に公開すべきなのは法的責任のある議事録であり、また議会としてまとめた答えを告知することが重要でございます。

それ以外の情報を出して混乱を招く恐れが

ある、そのようなことも理解した上で、傍聴に来ていただくなら傍聴に来ていただき、彼らの知る権利を行使していただければというふうには思うのですが、やはり一概にどの記録も同じ状態だというのがたいへん問題じゃないかなと思います。それら我々としても決めるべき項目というのが多々ある中で今日はこうして要望者の方に説明させてもらいながら、どのような状況で聞きたいかということをしつかり理解してもらいたいな、というふうに思います。その中で彼らが最後に言ってくれた、その過程をしつかり知りたいことは、それを我々としても拒否するものではない状況であります。その中で我々としての議会改革のところで、さっきの議論で管理体制をどうするか、これが熟すとしても、まあ受け入れないということを確認しております。その確認をしたうえで公的に予算の付け方ができない状況の中で、これを採択するというのは大変問題であるというふうに思います。

それゆえ、その体制が整うのを待って採択するべく、その趣旨だけは尊重していきたいということで「趣旨採択」のほうとさせてもらいたいと思います。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 私は今回の陳情に対して「採択」の立場で討論いたします。

議会、委員会、審査会等をビデオ、ＩＣレコーダーに記録を残して、後々請求があった場合には、市民に対して公開していく、これは当たり前のことだと思っておりますし、これからの議会の姿ではないかと考えております。

実際、今度私たちが行く東村山市議会では、定例会と議会運営委員会、また特別委員会、常任委員会。すべての本会議と委員会が7つ8つですが、これらメール配信、録画配信をしております。このように情報公開が進んで

おります。

そしてまた市民の代表として市民要望にそって開かれた議会を目指して、議会改革を進めることが議会の本来のあるべき姿であり責務であると考えています。

ビデオやＩＣレコーダーは、もしなにか読み取れない、例えば言葉のイントネーションとか、あと表情なんかも見ることができます。

障がい者にとっても、昼間仕事で傍聴に来れない方にとっても見ていただける、目で拝見していただけるということで必要なものではないかと考えていますし、答えが必要だというふうに先程おっしゃいましたけれど、答えがある前のプロセスが大事だと私は考えています。

過程を見せることが議会の本当の姿を見せることである、というふうにも考えています。

また、先程、議会の姿を見せる、過程を見せることを拒否するものではなく、というふうにおっしゃいましたが、拒否するものじゃありません。積極的に見せていくものであると考えております。また、予算は取っていくものであります。必要があればしっかりと取っていくものであると考えております。

よって、今後議論がいろいろと必要になってくるかと思いますが、整理されていないようなら市民の後押しもあることですし、この機に整理をしっかりしておくという思いを固めるそういったことでも議会改革の一つでもあります、そういった意味でも「採択」の立場で討論いたします。「採択」といたします。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

「趣旨採択」と「採択」の討論がありますので、起立により採決します。

はじめに、本陳情を「趣旨採択」すること

に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は「趣旨採択」すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に送付されました陳情の審査は終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、議会運営委員会を閉会します。

どうも、ありがとうございました。

閉 会 午前10時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

議会運営委員会委員長 下江洋行